

防災協力農地制度の取り組みについて

資料 4

1. 趣旨

本市では災害時に活用できるオープンスペースが不足していることから、応急対策用地（消防や自衛隊等の集結場所や野営場所）、復旧対策用地（災害復旧のための資材置き場）、仮設住宅建設用地（住居を失った人向けの住宅整備）として活用できる農地をあらかじめ登録することにより、円滑な復旧活動に資することを目的とする。

2. 制度の概要（令和 7 年 3 月 2 1 日施行）

（1）登録対象農地

以下のいずれかに該当するもの。

- ・生産緑地である農地
- ・概ね 3 0 0 平方メートル以上の一団の農地
- ・既登録の防災協力農地に隣接する農地

（2）登録手続き

- ・所有者からの申出に基づき、市が審査の上、登録
- ・登録後、登録証を交付する。また必要に応じて標識（看板）を農地に設置

（3）登録期間

- ・初回は登録日から 2 年を経過した日後の最初の 3 月 3 1 日まで
- ・以降、特段の申出がない限り 3 年ごとの自動更新

（4）災害時の使用

- ・災害発生時、市が登録者に使用を要請
- ・使用期間は原則 2 年以内（延長可）

（5）補償額及び土地使用料（災害時使用時のみ）

- ・防災協力農地における農業収入の見込額のうち減収となった額を支払う
- ・土地使用料として固定資産税及び都市計画税相当額をその使用月数に応じて支払う
- ・現状回復に際し、土壌の地力低下や品質低下が生じた場合、基準に応じた補償を実施

（6）原状回復

- ・使用が終了したときは、速やかに使用前の防災協力農地の状態に回復し、所有者に返還する

3. 登録状況（令和7年6月現在）

現在、以下の3件・合計約3,000㎡の農地が登録されている。



① 堀之内5丁目



② 原木2丁目



③ 国分5丁目

場所	面積	使用目的
① 堀之内5丁目	1,000㎡	応急対策用地、復旧対策用地、仮設住宅建設用地
② 原木2丁目	1,644㎡	応急対策用地、復旧対策用地、仮設住宅建設用地
③ 国分5丁目	343㎡	応急対策用地、復旧対策用地

4. 近隣の取組実施市区町（令和7年7月3日時点）

都道府県	自治体数	取組市区町村名
千葉県	3	船橋市、柏市、八千代市
東京都	32	世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、日の出町
埼玉県	9	川越市、草加市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、吉川市

5. 今後の展望

本市農業委員会及びJAいちかわと連携し、市民・農業者向けのチラシ等で周知するとともに、登録農地を拡大するため、農地所有者に制度の理解促進を図る。

また、希望者には農地に看板を設置する。



看板イメージ